

日本歯科人間ドック学会 ドックコーディネーター制度規則

第1章 総 則

- 第1条 本制度は、歯科人間ドックの専門的知識及び技能・経験を有する歯科衛生士を養成することにより、歯科人間ドックの高度な水準の維持と全国的な実施で、国民の保健福祉に貢献することを目的とする。
- 第2条 前条の目的を達成するために日本歯科人間ドック学会（以下「本学会」という）は、日本歯科人間ドック学会（認定歯科衛生士）ドックコーディネーター（以下ドックコーディネーターという）の制度を設け、認定制度の実施に必要な事業を行う。

第2章 認定委員会

- 第3条 ドックコーディネーターの資格審査及び更新資格審査は本学会認定委員会が行う。

第3章 ドックコーディネーターの基本的条件

- 第4条 ドックコーディネーターは、歯科人間ドックにおいて検査と健康指導を実施するための高い医療技能を修得するとともに、他からの要請に応じて適切な指示、及び情報を与えることのできる能力を有すること。

第4章 ドックコーディネーター申請者の資格

- 第5条 ドックコーディネーターの資格を申請できる者は、次の各号のすべてを満たすことを必要とする。
- (1) 日本国歯科衛生士の免許を有すること。
 - (2) 歯科人間ドックの実践に従事し、専門的知識及び技能・経験を高めようとする者。
 - (3) ドックコーディネーター認定講習会を受講すること。
 - (4) ドックコーディネーター認定試験を受験し、合格すること。
 - (5) 細目については、別に定める。
2. 認定委員会が申請資格を有すると認められた者。

第5章 申請と登録

- 第6条 ドックコーディネーター認定講習会を受講および認定試験の受験を希望する者は、受講料と受験料を添えて、別に定める申請書類を認定委員会に提出しなければならない。
- 第7条 ドックコーディネーターの認定を受けようとする者は、申請手数料を添えて、別に定める申請書類を認定委員会に提出しなければならない。

第6章 審査方法

- 第8条 ドックコーディネーターの認定は、認定委員会において資格審査及び認定試験結果をもとに総合的に判定する。
2. その報告をもとに常任理事会の認定を経て理事会で承認する。
- 第9条 認定を受けた者は、登録料を添えて登録申請を行う。
- 第10条 申請時に、学会に入会する者は入会金と年会費を添えて入会手続きをする。
2. 入会した者はドックコーディネーター登録料を免除する。

- 第11条 学会は前項を確認し、申請に基づき登録を行う。
2. 学会は認定証および認定バッジを交付するとともに学会雑誌および学会総会において認定を受けた者を報告する。
 3. 認定を受けた者のうち、希望者は学会ホームページに掲載する。

第7章 資格の更新

第12条 ドックコーディネーターは3年ごとに資格の更新を行わなければならない。

第13条 ドックコーディネーターの資格更新を受けようとする者は、更新手数料を添えて、別に定める申請書類を認定委員会に提出しなければならない。

第14条 ドックコーディネーターの資格更新に当たっては、認定期間3年の間に別に定める条項を満たさなければならない。

第15条 ドックコーディネーターの資格更新の可否は、更新申請書をもとに認定委員会において審議し、常任理事会の議を経て決定する。

第16条 学会は、認定を受けた者を継続して登録し、認定証を交付する。

第8章 資格の喪失

第17条 ドックコーディネーターは、次の各号のいずれかに該当する場合には、認定委員会、常任理事会の議を経て、その資格を失う。

- 1) 本人が資格の辞退を申し出たとき。
- 2) 歯科衛生士の免許を喪失したとき。
- 3) 資格更新の手続きを行わなかったとき。
- 4) 認定委員会がドックコーディネーターとして不適当と認めたとき。

第18条 ドックコーディネーターの資格を喪失した場合であっても、喪失の理由が消滅したときは、再び、ドックコーディネーターの資格を申請することができるものとする。

第9章 補 則

第19条 認定委員会の決定に関し、異議のある者は会長に申し立てることができる。

第20条 手数料、及び登録料については別に定める。

第21条 この規程の改正については、認定委員会、常任理事会の決議を経て、理事会、評議員会及び総会の承認を必要とする。

附 則

この規程は、平成19年6月17日から施行する。

平成19年 6月17日制定

平成19年 6月17日施行

平成19年12月 8日改正

平成19年12月 8日施行

日本歯科人間ドック学会 認定歯科衛生士ドックコーディネーター制度施行細則

- 第1条 日本歯科人間ドック学会ドックコーディネーター制度規則（以下「規則」という）に定めた事項以外については、この細則に基づき運営する。
- 第2条 規程第7条を満たしドックコーディネーターの資格を申請する者は、次の各号に定める書類に申請手数料を添えて学会に提出しなければならない。
- (1) ドックコーディネーター登録申請書（様式1）
 - (2) 履歴書（様式2）
 - (3) 歯科衛生士免許証（写し）
 - (4) 学会会員である者については会員歴証明書（様式3）
- 第3条 認定試験は以下の各号に基づいて行う。
- (1) 認定試験は認定講習会の直後に行う。
 - (2) 出題基準に沿って講習内容を主として出題する。
 - (3) 試験は客観試験およびその他の方法で行なう。
- 第4条 規則に定める手数料は次の各号によるものとする。
- (1) 認定講習会受講料 5,000円
 - (2) 認定試験受験料 3,000円
 - (3) 登録料 6,000円
 - (4) 更新 6,000円
 - (5) 申請時に、学会に入会した者は登録料を免除する。
- 第5条 前条に定める既納の手数料は、いかなる理由があっても返却しない。
- 第6条 ドックコーディネーターの資格の更新に当たっては、更新前3年間で、次のいずれかの条件を満たすものとする。
- (1) 更新申請時において、本学会員であること。
 - (2) 日本歯科人間ドック学会が主催する学術大会、セミナー、シンポジウム、ドックコーディネーター講習会あるいは、認定委員会が認める学会の学術大会に2回以上出席していること。
 - (3) 学会発表あるいは、学会誌に投稿すること。
- 第7条 ドックコーディネーターの資格を更新しようとする者は、更新手数料を添えて、次の各号に定める更新申請書類を学会に提出しなければならない。
- (1) 認定歯科衛生士更新申請書（様式1）
 - (2) 学術大会、研修会出席証明書（様式2）
 - (3) 学会発表及び学会誌投稿を証明する書類（様式3）
- 第8条 ドックコーディネーターの資格更新の申請は、認定失効期日の1年前から6ヶ月前までに行わなければならない。
- 第9条 規則第14条のドックコーディネーターの更新を必要としない者とは、規則第7条第2項で学会が特別に認めたドックコーディネーターのほか、理事会が認めた者とする。
- 第10条 この細則の変更は、認定委員会、常任理事会の承認を必要とする。

附 則

この細則は、平成19年6月17日から施行する。

平成19年 6月17日制定
平成19年 6月17日施行
平成19年12月 7日改正
平成19年12月 7日施行